

令和3年 第6回農業委員会議事録

令和3年6月25日午前10時00分に第6回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	小林 沢子	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 報第 9 号 | 農地法第 18 条の規定による解約通知について |
| 報第 10 号 | 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について |
| 議第 20 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 議第 21 号 | 別段面積の例外の区域指定の申請について |
| 議第 22 号 | 非農地証明について |
| 議第 23 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 議第 24 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 議第 25 号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |
| 議第 26 号 | 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について |

令和3年 第6回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和3年第6回通常総会を6月25日（金）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（事務局 岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 岸局長）

ご着席願います。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は19名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

お忙しい中、総会に出席していただきありがとうございます。春先の悪天候に泣かされましたけれども、5月6月と天気に恵まれまして、すいか農家では作業に追われて大変だと思いますけれども、体には十分注意して作業に当たられるようお願いいたします。

さて、先月の総会后、農業委員会の全国会議がありまして、インターネットで参加できるようになりまして、その会議に参加しての話を少し、皆さんにお知らせしたいと思いません。

現在、政府では人口減少に伴い、農地等に関する様々な検討が行われているようです。そして検討を終えたものから、順次実施されてきているとのこと。様々な情報がありましたけれども、まずは、農業委員会の制度が変わって今年で5年になりますけれども、その成果がどうなのかと、機能しているのかという点で議論されているようです。要するに農地利用の最適化というのが進んでいるのかどうか、ここが注目されているようでして、極端な言い方をすれば、農業委員や推進委員の活動が見えるような取り組みを、これから

目指すとの話があったところです。

他には、6月13日の日本農業新聞にもありましたが、農地の違反転用について、追認許可が多いので、規制なんかいらんんじゃないかという話が、検討会で出ているようです。追認ということで、悪質性がないとか通常の手続きをすれば承認されるだろうというようなことで、認められるものですが、そういうことのないように、委員の皆さんには、情報提供や相談したり、転用に該当する状況、例えば何かしら工事や建築現場を見かけたときに、その土地が農地でなかったかどうかについて、確認したりすることもこれからは必要かなと思います。

最後に、これが一番大事だと思っておりますが、人・農地プランについてです。大会では、人・農地プランを法定化し、地域農業の基本計画として位置づけることを求めることが決議されました。本市でも、人・農地プランの実質化に向けて取り組んでいくことになると思います。農地の集積は進んできていますが、これからは集約とか作付け地の団地化を進める時期にきていると思いますので、その際は、ぜひ皆様のご協力をお願いしたいと思います。以上で挨拶を終わります。

(事務局 岸局長)

ありがとうございました。次に議長であります、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく願いいたします。

(議長)

只今より令和3年第6回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、9番 鈴木勲委員 10番 沼澤克己委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります、この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(事務局 岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。次に、事務局長より発言の申し出がありますので、これを許します。事務局長。

(事務局 岸局長)

この際、事務局からお詫びと訂正のお願いを申し上げます。先に皆様に配布いたしております、第6回総会議案書について、一部誤りがございました。議第25号「尾花沢市農用地利用集積計画について」の36ページの内容に誤りがありました。正しくは本日お手元に配布いたしましたとおりでございますので、お手数をおかけいたしますが差し替えをお願いいたします。お詫びして、訂正させていただきたいと思っております。

(議 長)

次に議事に入ります。

まず、はじめに、報第9号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてご報告いたします。議案書1ページをご覧ください。案件は2件であり、貸人、借人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、No.1は農地中間管理機構への貸付け。No.2は別人へ売買予定で、今月集積計画がなされております。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより報第9号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第10号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

田中事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは、私より報第10号「令和2年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価について」をご報告申し上げます。この案件につきましては、大きく8項目に分かれております。

議案書の3ページをご覧ください。報告様式が縦ページになっておりますので、議案書を縦にしてご覧ください。Ⅰ農業委員会の状況でございます。令和3年4月1日現在と表記されておりますが、一つ目の農業の概要につきましては記載されている面積、農家数等の主だった数字につきましては、2020年の農林業センサスより記載しています。2段目の枠の右側、認定農業者につきましては市内237経営数でございます。その下段になりますが、農業委員の体制につきましては、新制度に基づくものとして、記載しています。

ページをめくりまして、4ページをご覧ください。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化であります。一つ目の現状及び課題の表中右側、集積率について、71.3%となっております。二つ目、令和2年度の目標及び実績をご覧くださいますと、左側集積目標200haに対し集積実績が208.4haと目標を達成しております。一つ飛ばして、四つ目の目標及び活動に対する評価を記載しておりますが、実績につきましては制度理解が進んでおり、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動の成果が表れているものと評価しております。

それでは5ページをご覧ください。Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてであります。農地の権利移動を伴う参入としまして、目標2経営体に対し1経営体ということで目標には届いていませんが、面積は達成しているところです。昨年度はコロナ禍の影響により思うような活動はできませんでしたが、農林課の新規就農担当では様々な情報提供を行い、都市部からの就農希望者の獲得を進めているところでございます。

それでは6ページをご覧ください。Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価となっております。尾花沢市の遊休農地につきましては、一つ目の現状及び課題に記載されておりますが、16.0haとなっております。中山間地域の本市は、農業者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣被害等により耕作放棄地が増加しております。令和2年度におきましては解消目標面積を2haとしておりましたが、結果としまして0.1178haの増加となったところです。これは、農地の再生として解消された面積が4,356㎡、増えた分が5,534㎡ということで、増加となったところです。農業委員の活動としては、農地転用等に伴う現地調査と併せて実施いたしております。また、8月には農地利用最適化推進委員と合わせま

して農地パトロールを実施しております。解消を進める上で、情報収集を行いながら農地パトロールを実施できればと考えております。その農地パトロールについて、次の7ページをご覧ください。V違反転用への適正な対応となっております。現在、管内においての違反転用は0haとなっております。農地パトロールの実施や農地法及び農振法の周知徹底、広報誌等の発行したことの結果が表れたものと思われまます。

続きまして8ページをご覧ください。VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。いわゆる総会においての許可事務であります。農地法第3条に基づく許可数は103件、また下段になります。転用に関する許可数は13件であります。以下報告につきましては、10ページまで記載ありますけれども、記載のとおりとなっておりますのでご覧ください。以上報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより報第10号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

農地法第3条の規定による許可申請は11ページから13ページです。所有権移転についてご説明いたします。案件は6件です。No.1、No.2の渡人は農業廃止のため、No.3の渡人は耕作不便のため、No.4の渡人は高齢化による経営縮小のため、No.5、No.6は受人の要望によるものです。また、No.5は贈与となっております。受人はNo.1からNo.6が経営規模拡大のための所有権移転です。No.1からNo.6は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、使用貸借権の設定についてご説明いたします。13ページをご覧ください。案件は1件です。No.1の貸人は経営移譲年金受給のため、借人は設定を受けての貸借です。No.1は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第21号「別段面積の例外指定の申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 説明)

(事務局 菅野主事)

別段面積の例外指定の申請については14ページから16ページです。案件は1件です。今回は、農地に隣接する宅地に居住している者が農地購入を可能とするため、申請するものです。15ページをご覧ください。場所は北町です。丸をつけた場所が該当の農地になります。申請者の居住地は隣の薄く染めている場所になります。今回、許可になりましたら来月総会に農地法第3条所有権移転の申請がなされる予定です。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第21号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第22号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第4班主任、高橋中央委員の報告・説明を求めます。

(5番 高橋委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いものないようでありますので、終結いたします。

これより議第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、11番 西塚孝也委員の退席を求めます。

(11番 西塚委員 退席)

(議長)

それでは、現地調査第4班主任、高橋中央委員の報告・説明を求めます。

(5番 高橋委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いものないようでありますので、終結いたします。

これより議第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。11番 西塚孝也委員、復席願います。

(11番 西塚委員 復席)

(議 長)

次に議第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第5班主任、齋藤吉勝委員の報告・説明を求めます。

(14番 齋藤委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第25号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、3番 小関金也委員の退席を求めます。

(3番 小関委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、議第25号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書36ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からです。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が再設定のみで85a、所有権移転は214aとなり、計画面積合計は299aとなります。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田のみで85a、所有権移転は、田が70a、畑が143a、合計しますと田が155a、畑が143aです。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は再設定のみで、出し手1名、受け手1名です。所有権移転は、出し手6名、受け手6名、合計しますと、出し手が7名、受け手が7名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が1件で85aです。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の現金が1万5千円、所有権移転は、田が9万1千円から29万7千円で、畑が3万3千円から18万6千円です。

それではページ移りまして、37ページからは個別状況です。37ページNo.1は再設定、38ページは所有権移転で、6件あります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。3番 小関金也委員、復席ください。

(3 番 小関委員 復席)

(議 長)

次に、議第 2 6 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

田中事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは、私より議第 2 6 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」ご説明いたします。

議案書は 3 9 ページからです。4 0 ページをお開きください。Ⅰ農業委員会の状況であります。先ほどの評価報告と同じでございます。令和 3 年 4 月 1 日現在と表記されておりますが、農家・農地等の概要につきましては、2 0 2 0 年の農林業センサスより数字を記載しております。右側にあります認定農業者数は、先ほど報告にありました通り、2 3 7 経営体であります。下段の農業委員会の体制につきましては、新体制を記載しております。

次に 4 1 ページをご覧ください。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化であります。二つ目の令和 3 年度の目標及び活動計画について記載しておりますが、今年度の集積目標は、先月改訂した、農地利用最適化に関する指針を踏まえまして、令和 2 年度と同じく 2 0 0 h a を目標としております。目標の達成に向けまして農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様のお最適化に係ります活動をよろしく願いいたします。次に同じく 4 1 ページの下段にありますが、Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてであります。こちらにつきましては、記載のとおりとなっておりますのでご覧ください。

続きまして、4 2 ページをご覧ください。Ⅳ遊休農地に関する措置であります。現在 1 6 . 0 h a の面積を把握いたしております。遊休農地の解消につながるよう農地パトロールの実施、啓発に努めまして解消に繋げてまいります。

同じく42ページの下段になります。V違反転用への適正な対応であります。こちらはパトロールの強化や、広報誌への啓発記事の掲載、申請の際の制度内容の周知徹底を図ります。

以上、私からご説明申し上げましたが、こちらの案件につきまして、この場でご審議いただきまして、ご可決いただきました後、先程のご承認いただきました、報第10号と共に県を通しまして東北農政局へ提出することとなっております。併せて尾花沢市のホームページへの掲載を必ず行うこととなっております。以上の件につきまして、審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和3年第6回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時55分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和3年6月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名員 _____

議事録署名員 _____